平成２５年（フ）第８６号
愛媛県松山市本町６丁目６番地７　ロータリー本町716号
債務者　石原　高志
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで　松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８７号
愛媛県松山市久万ノ台990番地
債務者　明星　伸也
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで　松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６号
愛媛県西予市三瓶町下泊1941番地１
債務者　米木　澄子
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで　松山地方裁判所大洲支部

平成２５年（フ）第１７号
愛媛県西予市三瓶町垣生甲561番地
債務者　米木　正昭
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで　松山地方裁判所大洲支部

平成２５年（フ）第１８号
愛媛県西予市三瓶町垣生甲561番地
債務者　米木　和美
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで　松山地方裁判所大洲支部

平成２４年（フ）第１３６号
佐賀県杵島郡白石町大字福富下分2966番地16　住ノ江住宅４－５号
債務者　武富奈保子
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第８５号
鹿児島県鹿児島市永吉３丁目５番25号
債務者　宮口　雅臣
1　決定年月日時　平成25年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３９号
鹿児島県姶良市宮島町21番地８
債務者　内　　和也
1　決定年月日時　平成25年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第４０号
鹿児島県霧島市溝辺町麓2697番地５
債務者　大川たかね
1　決定年月日時　平成25年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
宮城県柴田郡川崎町大字川内字北川原山18番地４　相原アパート２号
債務者　橋本　雅吉
1　決定年月日時　平成25年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第４９号
秋田市山王７丁目８番10号　ユースピア山王201号
債務者　宮城　泰博（旧姓中本・北里）
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５０号
秋田市山王７丁目８番10号　ユースピア山王201号
債務者　宮城　富美（旧姓北里）
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７号
茨城県龍ケ崎市長山７丁目１番地４　エリームＤ棟201号室
債務者　橋本　久代
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第２７号
茨城県守谷市本町390番地の２
債務者　椎名　香織
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第３０号
茨城県龍ケ崎市白羽２丁目17番地30
債務者　石塚　宏美（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第４５号
茨城県取手市下高井2119番地２
債務者　齋藤　　隆
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第９号
石川県羽咋郡宝達志水町森本ナ40番地
債務者　寺下　政子
1　決定年月日時　平成25年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで　金沢地方裁判所七尾支部